



Guidebook of Signs Ordinance in Suita

屋外広告物のしおり

目次

屋外広告物とは・屋外広告物のあり方	1
屋外広告物を表示(設置)するための流れ	2
禁止区域.....	5
禁止物件.....	6
禁止広告物.....	7
適用除外屋外広告物.....	8
道路・鉄道に係る指定地域.....	10
屋外広告物の掲出・設置に許可が必要な場所、許可区域.....	11
許可基準.....	12
広告景観特定地区.....	15
景観形成地区	16
その他関係法令等による手続き	17
事前協議と許可の申請	18
必要書類	19
手数料と許可の期間、その他の注意事項	20
屋外広告業を営む方へ	21

はじめに

まちの中に設置される看板などの屋外広告物は、情報を伝達する重要な手段であると同時に、まちなみなど景観に影響を与えるものでもあります。

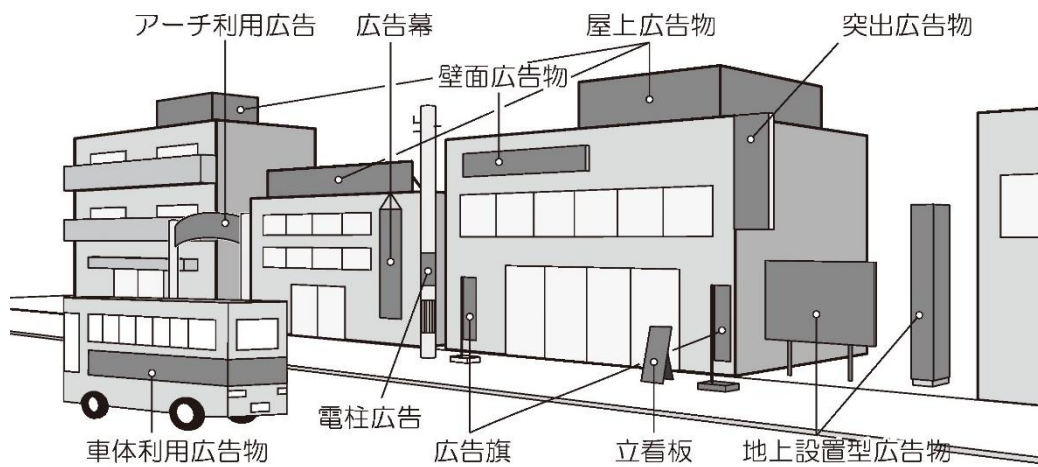
また、屋外広告物はその設置や管理が適正に行われないと、台風などの強風や地震などによって、通行人に危害を及ぼすことにもなりかねません。

吹田市では、良好な景観の形成、風致の維持、そして、公衆に対する危害の防止を目的として吹田市屋外広告物条例を定め、屋外広告物の表示・設置・維持について規制・誘導を行っています。

屋外広告物とは

屋外広告物とは屋外に表示され、一定の期間継続して公衆に対して表示されるもので、次のようなものをいいます。広告表示内容は個人及び法人の名称、商品名、商標、ロゴマークなども含み、表示内容の営利性や公共性を問いません。

<屋外広告物の例>



屋上広告物、地上設置型広告物、壁面広告物、突出広告物、
電柱及びこれに類するものを利用する広告物、
電車またはバス等の車両を利用する広告物、
アドバルーン、広告幕、簡易広告物(はり紙、はり札、広告旗、立看板等)

<屋外広告物にあたらぬものの例>

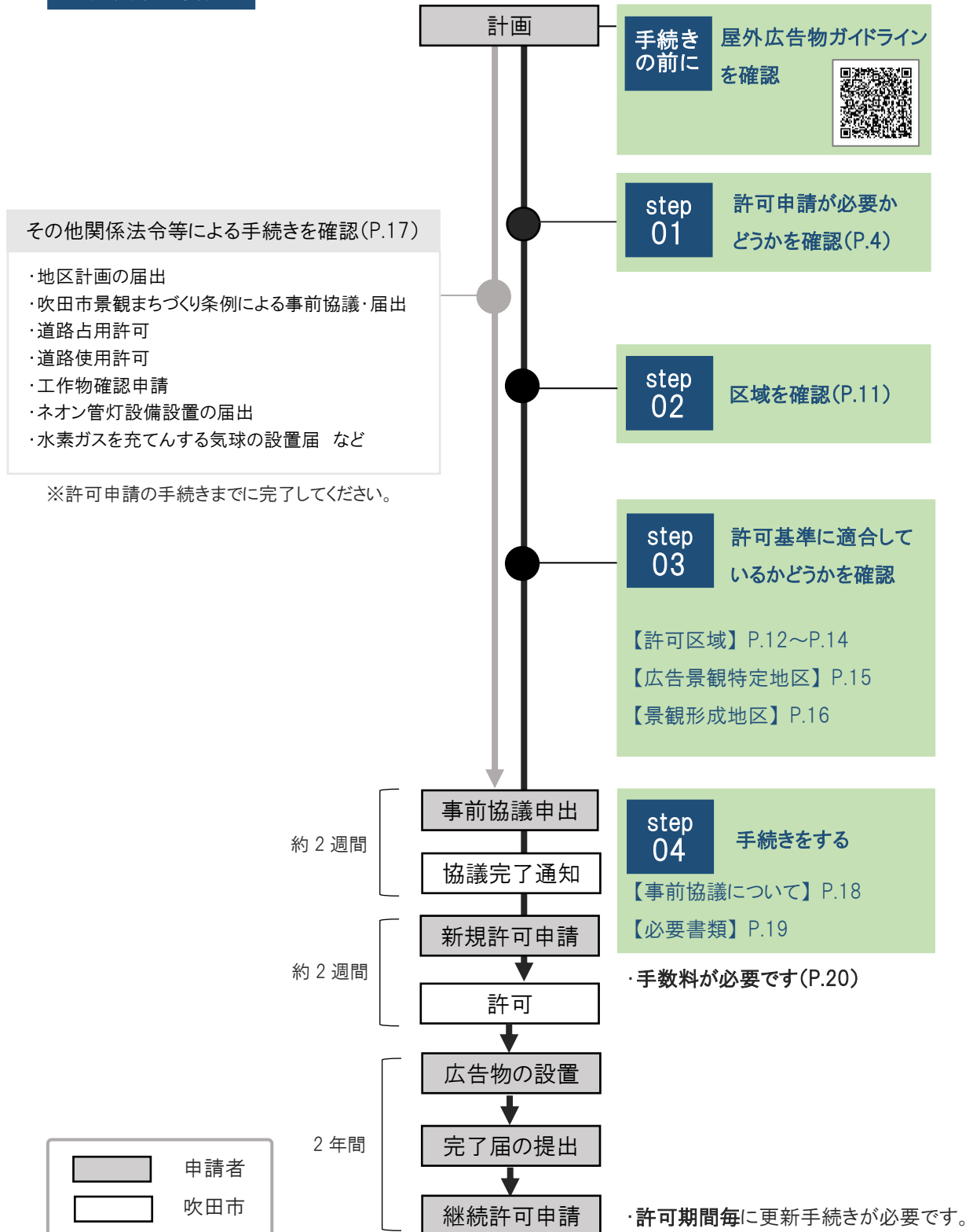
- ・屋内に表示されるもの(例:窓ガラスの内側から表示されているもの)
- ・駅、工場、野球場内等で、その構内に入る特定の人を対象とするもの
- ・単に光を発するもの(サーチライトなど)
- ・街頭で配布されるチラシ等

屋外広告物のあり方

- ・広告物又は掲出物件は良好な景観若しくは風致を害するおそれのないものでなければなりません。
- ・広告物又は掲出物件は公衆に危害をおよぼすおそれのないものでなければなりません。

屋外広告物を表示(設置)するための流れ

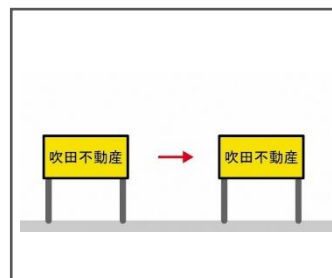
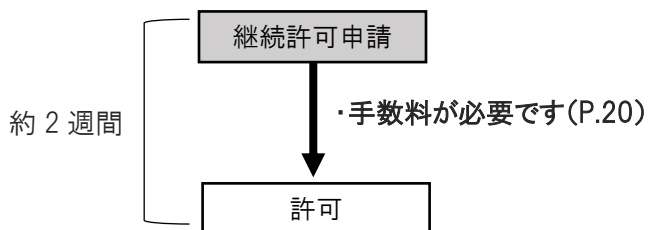
新規許可申請



継続許可申請 ※変更がない場合のみ

必要書類の確認(P.19)

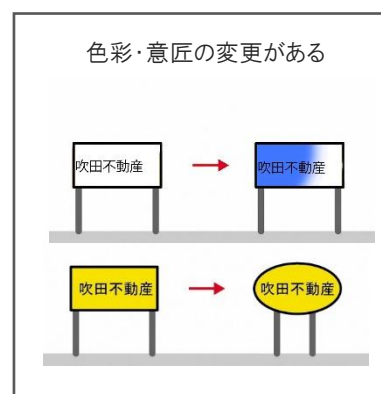
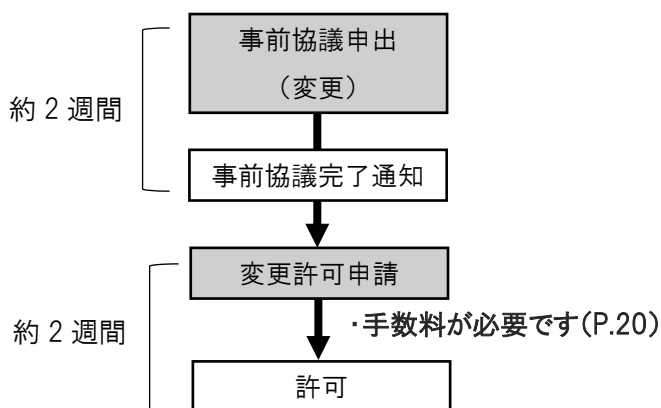
許可期間後も引き続き広告物を設置する場合は、許可期間毎に継続申請が必要です。



変更許可申請

必要書類の確認(P.19)

許可を受けている広告物の種類や数量、表示方法等を変更する、設置場所を変更する等、申請広告物に変更が生じる場合は、改めて市長の許可が必要です。



変更届

電子申込システム

申請者等に係る申請事項や広告物が表示している内容に変更が生じた場合は、変更のあった日から 5 日以内に変更届を1部提出して下さい。



工事完了(中止)届

電子申込システム

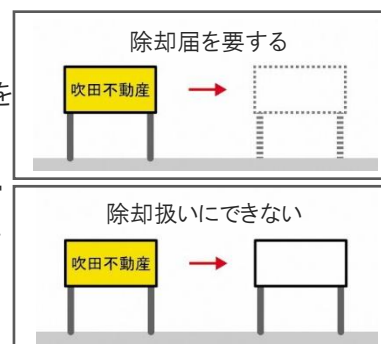
許可を受けた広告物の工事が完了(中止)した場合は、屋外広告物工事完了(中止)届出書に完了後のカラー写真(中止の場合は写真不要)を添付して1部提出して下さい。

除却届

電子申込システム

広告物を除却した場合は、遅滞なく除却届に除却後の写真を添付して1部提出して下さい。

なお、広告の表示面を白塗りして消去しただけの場合や、骨組み等が残っている場合は、広告物の掲出物件として引き続き管理の必要があるため、除却扱いにできません。

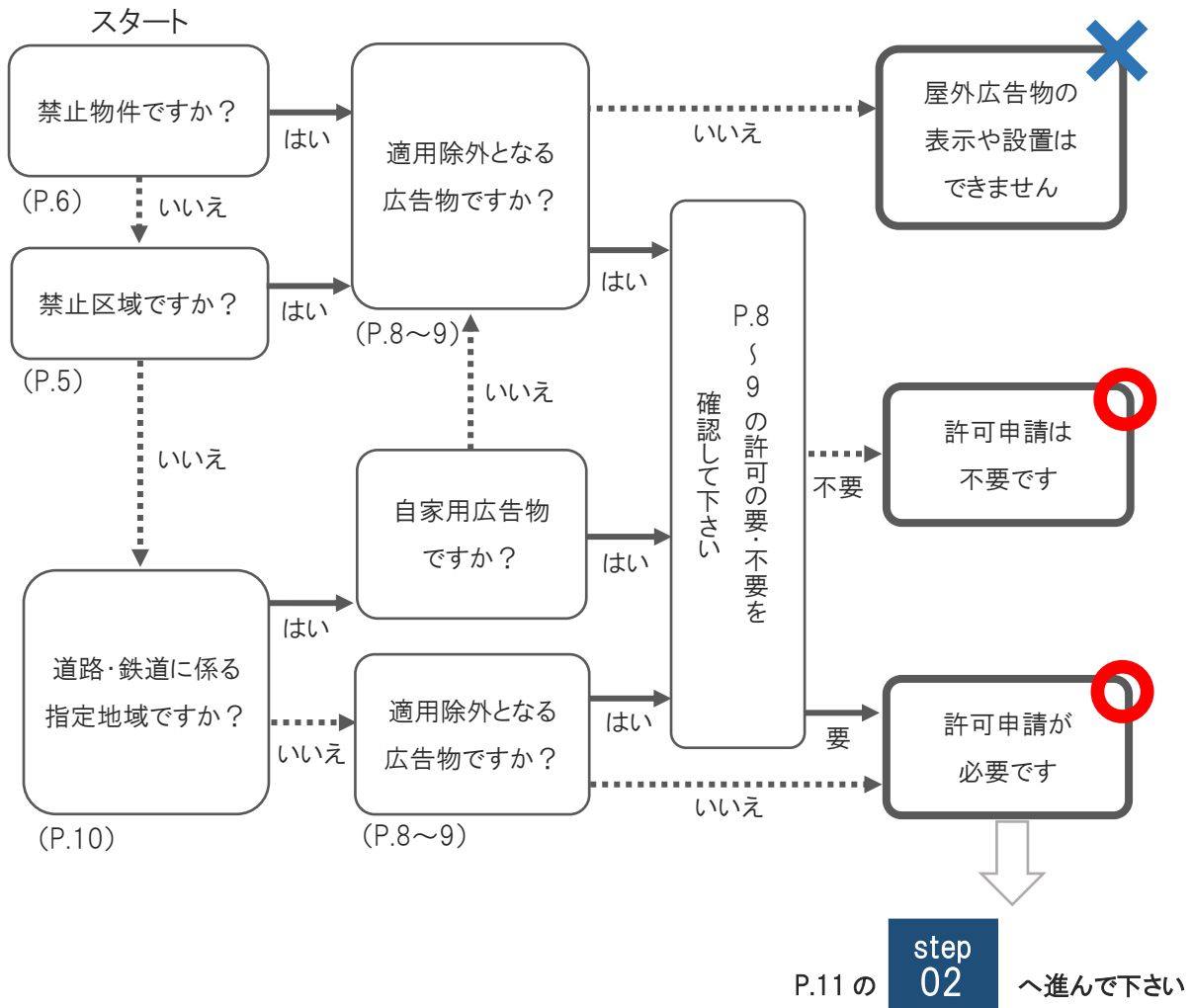


step
01

許可申請が必要かどうかを確認

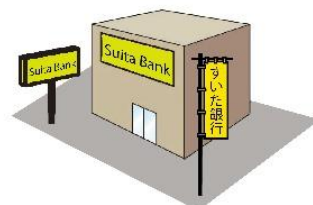
以下のフローで表示等の可否や許可申請の要否を確認して下さい。

※車体利用広告物については、P.14 を確認して下さい。



自家用広告物とは

自己の事業又は営業を内容とする広告物又は掲出物件であって
自己が所有する不動産又は動産に表示し、又は設置されているもの



禁止区域(屋外広告物を掲出・設置できない場所)〈条例第7条〉

禁止区域とは、良好な景観を形成し、または風致を維持することが特に強く要請される区域で、以下の場所には広告物を掲出することができません。
(ただし適用除外があります。P.8～9を確認して下さい。)

1. 第1種低層住居専用地域
2. 第2種低層住居専用地域



※用途地域は
吹田市ホームページから確認できます。

3. 生産緑地地区



※生産緑地地区については
吹田市ホームページから確認できます。

4. 文化財等に係る指定地域

文化財等の名称	指定地域
吉志部瓦窯跡	当該地域の全部
七尾瓦窯跡	当該地域の全部
吉志部瓦窯跡(工房跡)	当該地域の全部
ヒメボタル生息地とそのヒメボタル	当該地域の全部
旧西尾家住宅	当該建築物及びその地域の全部
山田伊射奈岐神社本社本殿	当該建築物及びその地域の全部
中西家住宅	当該建築物及びその地域の全部
蔵人稲荷神社本殿	当該建築物及びその地域の全部
江坂素盞鳴尊神社本殿	当該建築物及びその地域の全部

5. 森林法に係る指定地域

保安林	垂水神社風致保安林
	素盞烏尊神社風致保安林
	山田伊射奈岐神社風致保安林

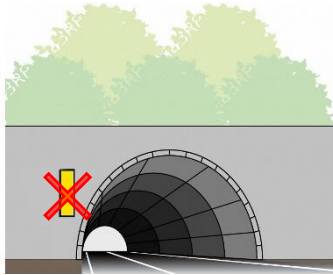
6. 道路・鉄道に係る指定地域(P.10)

7. 古墳及び墓地

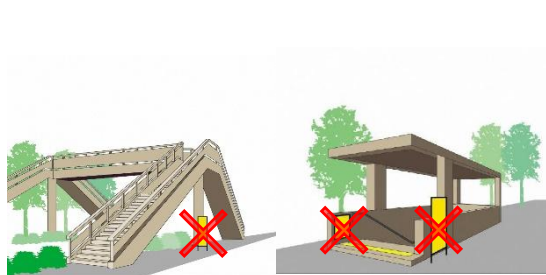
禁止物件(屋外広告物を掲出・設置できない物件)〈条例第8条〉

禁止物件には、原則として広告物を表示することはできません。
(ただし適用除外があります。P.8~9を確認して下さい。)

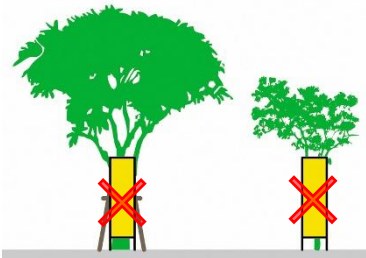
広告物・掲出物件を設置できない物件



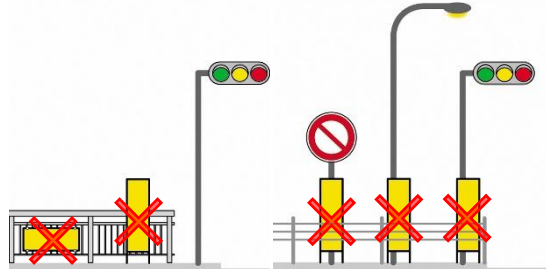
トンネル・高架構造物・道路の分離帯
道路又は鉄道の擁壁



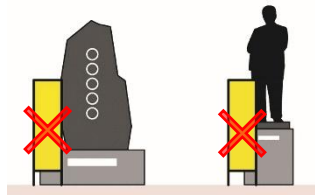
橋りょう・地下道の上屋



街路樹・路傍樹、
保護樹木・保護樹林



街灯・信号機・道路標識
歩道柵・駒止め・里程標

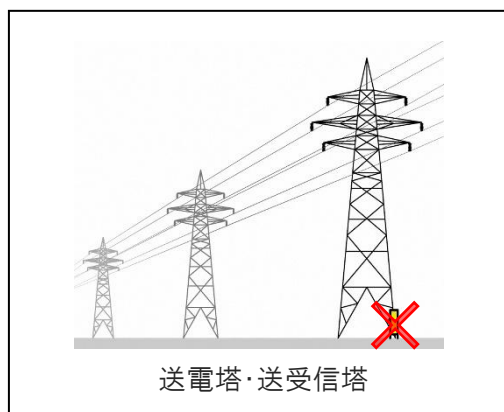
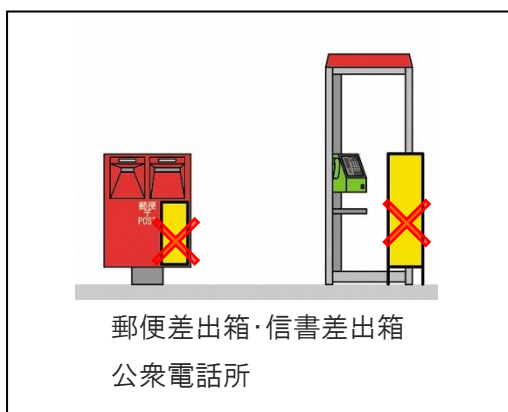


銅像・記念碑



消火栓・火災報知器
火の見やぐら

景観重要建造物・景観重要樹木



はり紙、はり札、広告旗、立看板等を設置できない物件

- ①電柱
- ②電話柱
- ③街灯(道路管理者が設置するもの以外)
- ④アーケード柱・アーチ

禁止広告物(表示・設置が禁止されている広告物)〈条例第9条〉

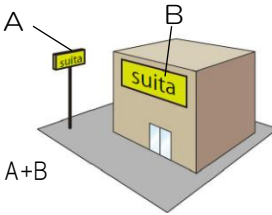

公衆に対し著しく危害を及ぼすおそれのある広告物を表示・設置することはできません。

- 著しく汚染し、退色し、又は塗料等のはく離したもの
- 著しく破損し、又は老朽したもの
- 倒壊又は落下のおそれがあるもの
- 信号機若しくは道路標識等に類似し、又はこれらの効用を妨げるようなもの
- 道路交通の安全を阻害するおそれのあるもの

適用除外屋外広告物 < 条例第 7 条、第 12 条 >

社会生活を営む上で必要性の高い広告物、公共施設等への掲出が認められる広告物は、各種の規制(禁止区域、禁止物件、許可)の適用が下記の通り除外されます。

1. 禁止区域及び禁止物件の規制の適用が除外されるもの

条例	屋外広告物の種類	面積・大きさ	許可	禁止区域に 表示 できる	禁止物件に 表示 できる
第 7 条 2 項 1 号	他の法令の規定により表示・設置されるもの	全て			
第 7 条 2 項 2 号	公共団体又は公益法人その他これに類する団体が表示し、又は設置する道先案内図その他の公益に資する広告物又は掲出物件	40 m²以内 ※40 m ² を超える場合は 届出が必要			
第 7 条 2 項 3 号	自家用広告物等(自己の事業又は営業を内容とする広告物又は掲出物件であって、自己が所有する不動産又は動産に表示し、又は設置するもの)  表示面積の合計: A+B	表示面積の 合計 5 m²以内 (※1)			
第 7 条 2 項 5 号	葬儀・祭礼のため一時的に表示・設置するもの	全て	不要 (※2)	○ 表示 できる	○ 表示 できる
第 7 条 2 項 6 号	講演会・展覧会・音楽会その他これらに類する催物のためその会場の敷地に表示・設置するもの				
第 7 条 2 項 7 号	公共団体、自治会、商店街振興組合、特定非営利活動法人等が道路の清掃・美化活動、街灯・ベンチ等の整備又は管理、公共団体及び住民等が実施する催物、道路環境の向上・防犯等地域における公共的な取り組みに要する費用に充てるために表示又は設置するもの 	全て	必要		
第 7 条 2 項 8 号	吹田市又は大阪府が、管理する道路の維持、修繕その他の管理に要する費用に充てるために広告料を徴収してその管理する道路に表示又は設置するもの				

2.禁止区域の規制の適用が除外されるもの				
条例	屋外広告物の種類	面積・大きさ	許可	禁止区域に表示できる
第7条 2項9号	自己の土地又は物件の管理上の必要に基づき、表示する広告物又は設置する掲出物件(管理用広告物)	・表示面積の合計:7㎡以内 ・上端までの高さ:5m以内	不要 ※2	○表示できる
第7条 2項10号	公益上必要な施設又は物件に寄贈者名等を知らせる目的で表示するもの	・表示面積:0.5㎡以内 ・表示方向から見て当該施設等の外郭線内を一平面とみなした場合の面積の1/20以内		
第7条 2項11号	車両、船舶、航空機等を利用するもの	全て	※3 不要	
第7条 2項12号	電柱・停留所標識を利用するもの ※ただし、はり紙・はり札・広告旗・立看板等は電柱・電話柱に設置してはならない		必要	
第7条 2項4号	教育文化施設・医療施設・社会福祉施設を利用する自家用広告物			
第7条 2項13号	道先案内図その他公衆の利便に供するもの	・表示面積の合計:5㎡以内 ・上端までの高さ:5m以内 ・掲出個数:2個以内	必要	
第7条 2項14号	営利を目的としない広告物等	はり紙・はり札等 縦1.2mかつ横0.8m以内 立看板等 縦2mかつ横1.5m以内(立看板の縦については脚も含む) ※上記すべてにおいて、設置者・管理者の氏名・名称・連絡先及び、表示期間の始終期が明示されていること		

(※1) ただし広告物景観特定地区(P.15)は許可基準(P.12)の①と②に適合すること

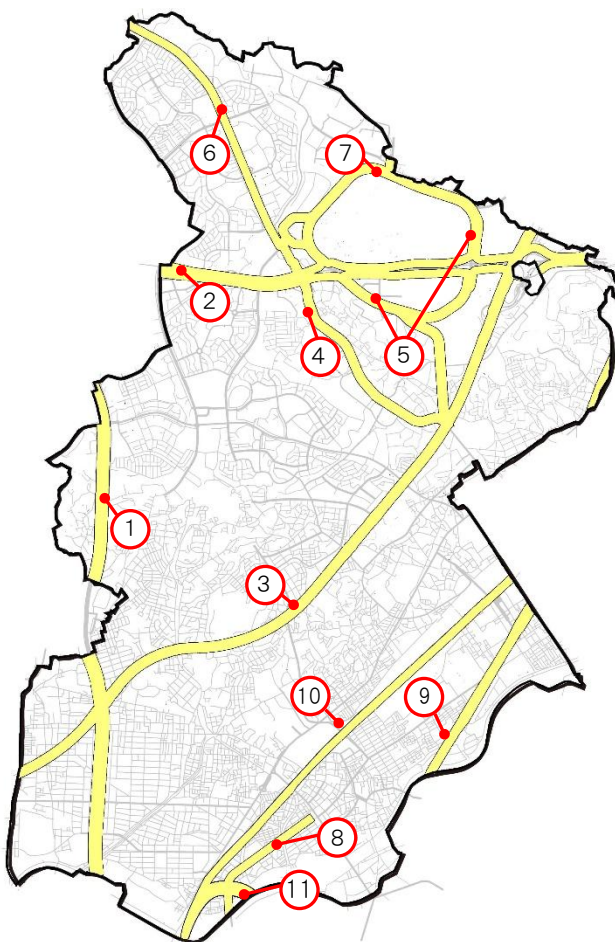
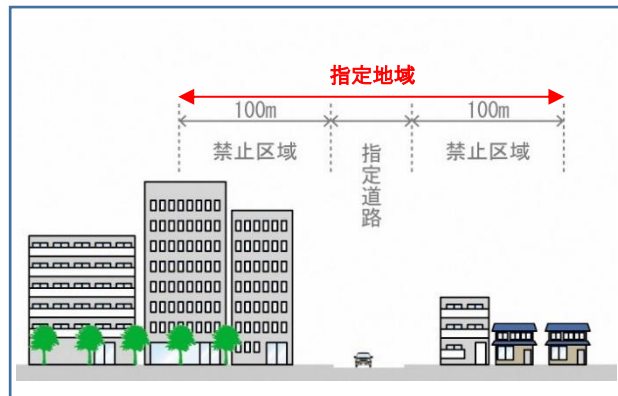
(※2) 許可が不要な場合でも景観まちづくり条例に基づく景観形成地区等で手続きが必要な場合があります

(※3) 車両においては、電車、路線バス、広告宣伝用自動車は許可が必要です(自家用広告物を除く)

3.許可の適用が除外されるもの(許可不要)				
条例	屋外広告物の種類	面積・大きさ	許可	
第12条 1項3号	掲出期間が30日を超えない はり紙・はり札・広告旗・立て看板等	はり紙・はり札等 縦1.2mかつ横0.8m以内 広告旗 縦2mかつ横0.5m以内(広告旗の縦については脚も含む) 立看板等 縦2mかつ横1.5m以内(立看板の縦については脚も含む) ※上記すべてにおいて、設置者・管理者の氏名・名称・連絡先及び、表示期間の始終期が明示されていること	不要	

道路・鉄道に係る指定地域

市長が指定する下記の道路・鉄道とその両側 100m の範囲では非自家用広告物は表示(設置)できません。(ただし、制限緩和区域は除きます)



指定道路・鉄道(本市の区域内に限る)

- | | |
|--|--|
| 1 一般国道 423 号
都市計画道路御堂筋線の部分に限る。 | 2 府道大阪中央環状線
都市計画道路大阪中央環状線の部分に限る。 |
| 3 名神高速道路 | 4 府道大阪中央環状線
都市計画道路箕面山田線及び都市計画道路山田摂津線の部分に限る。 |
| 5 府道茨木摂津線
茨木市界から終点までに限る。 | 6 府道箕面摂津線
都市計画道路大阪中央環状線との交点から箕面市界までに限る。 |
| 7 府道南千里茨木停車場線
府道箕面摂津線との交点から終点までに限る。 | 8 都市計画道路十三高槻線
大阪市界から一般国道 479 号との交点までに限る。 |
| 9 阪急電鉄京都線 | 10 JR 東海道本線 |
| 11 JR おおさか東線 | |







屋外広告物の掲出・設置に許可が必要な場所

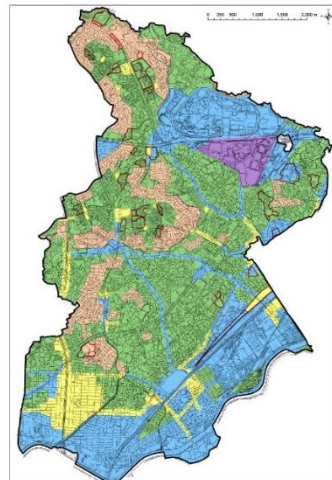
step
02

区域を確認

広告物を表示(設置)する場所の区域を確認して下さい。

良好な景観を形成し、または風致を維持するため、広告物を表示し、又は掲出物件を設置するには、市長の許可が必要です。




許可区域	
 重点制限区域	P.11・12
 一般制限区域	
 制限緩和区域	
広告景観特定地区	
 万博公園周辺地区	P.15
+	
景観形成地区	
 景観形成地区	P.16
禁止区域	
 禁止区域	P.5



※最新の情報は、
吹田市ホームページから確認できます。

許可区域

吹田市ではすべての地域を許可が必要な区域とし、許可基準が異なる次の3区域に区分しています。

許可区域名	該当する用途地域
 重点制限区域	第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域
 一般制限区域	第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 準工業地域 工業地域
 制限緩和区域	商業地域 近隣商業地域

※広告景観特定地区は P.15

許可基準 < 条例第 12 条 >

**step
03**

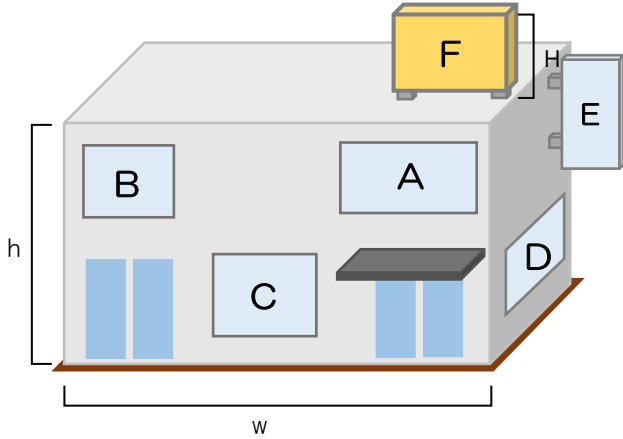
許可基準に適合しているかどうかを確認

許可基準を確認して下さい。

			重点制限区域	一般制限区域	制限緩和区域
共通基準			① 蛍光・発光又は反射を伴う塗料又は材料を用いていないこと。 ② 光源が点滅するもの、光源(ネオン管に限る。)が露出するもの又は映像装置若しくはこれに類するものを使用しないこと(重点制限区域に限る)。		
(ア)屋上広告物	一基当たり	縦	建築物の高さの 1/3 以内	建築物の高さの 1/3 以内	建築物の高さの 2/3 以内
		横	建築物の幅の範囲内	建築物の幅の範囲内	建築物の幅の範囲内
		面積	壁面の 1/10 以内	—	—
(イ)壁面広告物	一基当たり	縦	建築物の高さの 1/2 以内	建築物の高さの 1/2 以内	建築物の高さの範囲内
		横	建築物の幅の範囲内	建築物の幅の範囲内	建築物の幅の範囲内
		面積	取付壁面の 1/5 以内	取付壁面の 1/5 以内	取付壁面の 1/5 以内
	総表示	面積	1 建築物につき 30 m ² 以内	1 建築物につき 50 m ² 以内	—
(ウ)突出広告物			・ 上端が取付壁面の高さを超えないこと。 ・ 取付壁面から 1m 以内 ・ 地上から最下端まで距離 車道上は 4.7m 以上 (歩道上は 2.5m 以上) ・ 掲出個数: 1 建築物につき 2 個以内	・ 上端が取付壁面の高さを超えないこと。 ・ 取付壁面から 1m 以内 ・ 地上から最下端まで距離 車道上は 4.7m 以上 (歩道上は 2.5m 以上)	・ 上端が取付壁面の高さを超えないこと。 ・ 取付壁面から 1.5m 以内 ・ 道路上へ 1m 以内 ・ 地上から最下端まで距離 車道上は 4.7m 以上 (歩道上は 2.5m 以上)
(エ)地上設置型広告物	上端の高さ		地上から最上端までの距離 10m 以内	地上から最上端までの距離 15m 以内	地上から最上端までの距離 15m 以内
	一基当たり	面積(各面の合計)	20 m ² 以内	30 m ² 以内	40 m ² 以内
(オ)塀・柵その他の工作物に設置するもの	一基当たり	縦	高さの範囲内	高さの範囲内	高さの範囲内
		面積表示	表示される面の面積の 1/2 以内	—	—

○算定例(重点制限区域の場合)

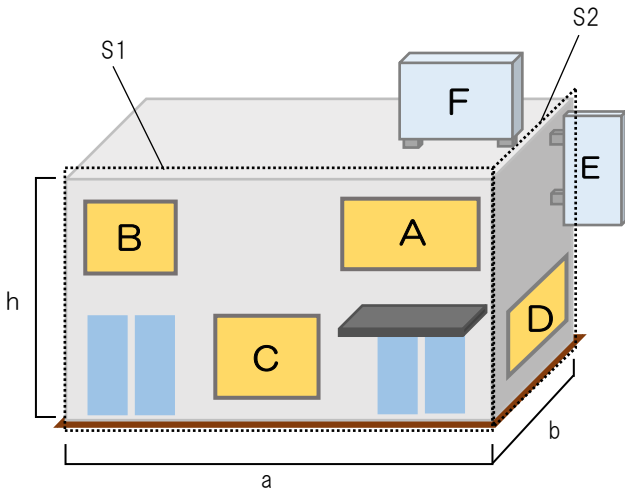
【屋上広告物】



壁面面積(S) = $w \times h$

屋上広告の表示面積(F) $\leq S \times 1/10$ かつ
 広告物の縦の長さ(H) $\leq h \times 1/3$

【壁面広告物】



壁面面積(S1) = $a \times h$

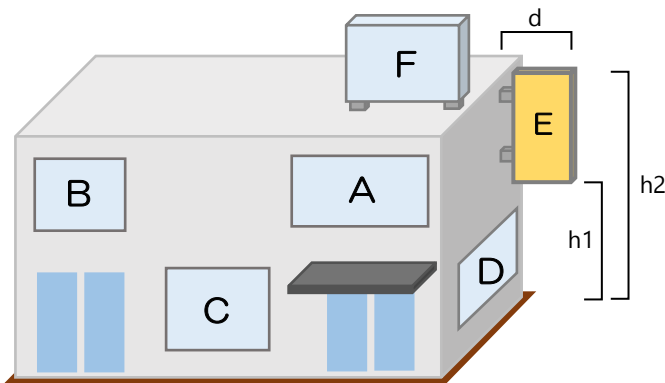
広告物の表示面積(A) $\leq S1 \times 1/5$
 (B) $\leq S1 \times 1/5$
 (C) $\leq S1 \times 1/5$

壁面面積(S2) = $b \times h$

広告物の表示面積(D) $\leq S2 \times 1/5$

- ・総表示面積(A+B+C+D) $\leq 30 \text{ m}^2$ (1 建築物)
- ・広告物の縦の長さ $\leq h \times 1/2$
- ・広告物の横の長さ(S1 面) $\leq a$
 (S2 面) $\leq b$

【突出広告物】



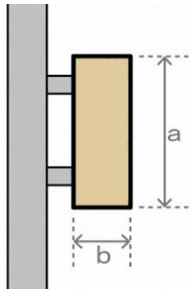
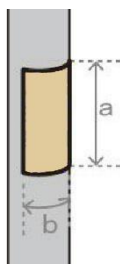
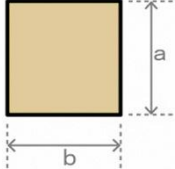
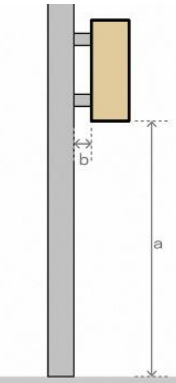
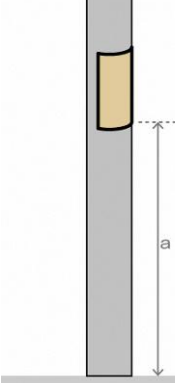
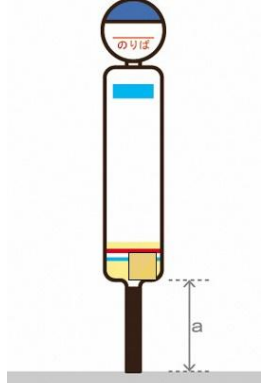
広告物 E の突出し幅(d) $\leq 1.0\text{m}$

$h1 \geq 4.7\text{m}$ (道路上)、 2.5m (歩道上)

$h2 \leq$ 取付壁面の高さ

掲出個数 = 1 建築物につき 2 個以内

電柱、電話柱又は停留所標識を利用する広告物の許可基準

	電柱又は電話柱を利用する広告物等		停留所標識を利用する 広告物等
	突き出して取り付けるもの	巻き付けて取り付けるもの	
大きさ	縦(a):1.2m 以内 横(b):0.45m 以内 	縦(a):1.5m 以内 横(b):電柱又は電話柱の 円周の範囲内 	縦(a):0.45m 以内 横(b):0.45m 以内 
掲出位置	地上から最下端までの距離(a):4.7m 以上 (歩道上は 3m 以上) 電柱との間隔(b):0.15m 以内 	地上から最下端までの距離(a):1.2m 以上 	地上から最下端までの距離(a):0.7m 以上 
掲出数	電柱又は電話柱 1 本につき 1 個	電柱又は電話柱 1 本につき 1 個	道路等の進行方向の正面に掲出しないこと
色彩等	・地色は、白色又は白以外の色で彩度が 3 以下		・地色は、赤色、黄色その他これらに類する色以外の色(看板の場合に限る。)

車両を利用する広告物の許可基準

車両の種類	表示の方法	
電車	1 車両当たりの表示面積: 8 m ² 未満	・窓又はガラス部分に表示しないこと (市長が定める広告物を除く) ・車体各面の表示面積:4 m ² 以内
	上記以外	市長が別に定める基準に適合するものであること
路線バス	1 車両当たりの表示面積: 4 m ² 未満	・側面:1.5 m ² 以内/1 面、後面:1.7 m ² 以内 ・各面の掲出個数:2 個以内 ・前面に表示しないこと ・窓又はガラス部分に表示しないこと (市長が定める広告物を除く) ・消防車・救急車と紛らわしくないものとする
	上記以外	市長が別に定める基準に適合するものであること
広告宣伝車	・消防車・救急車と紛らわしくないものとする	

広告景観特定地区 <条例第 10 条>

step 02 許可区域を確認

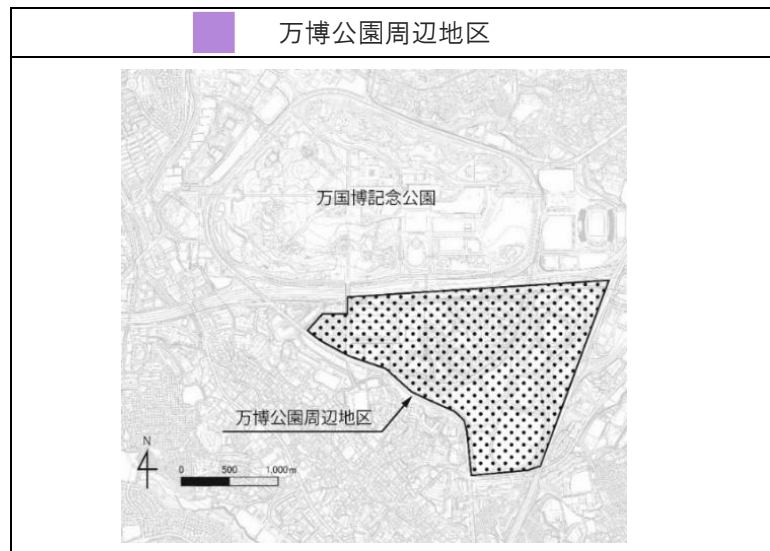
広告物を表示(設置)する場所の区域を確認して下さい。

step 03 許可基準に適合しているかどうかを確認

許可基準を確認して下さい。

広告景観特定地区とは、地域特性に応じた良好な景観の保全、風格のある街並みの形成又は活力に満ちた賑わいの創出のため必要があると認められる地区です。この地区に該当する場合は P.12 の基準によらず下記の基準内として下さい。

許可区域



許可基準

共通基準	①蛍光・発光又は反射を伴う塗料又は材料を用いていないこと。 ②光源が点滅するもの、光源(ネオン管に限る。)が露出するもの又は映像装置若しくはこれに類するものを使用しないこと(重点制限区域に限る)。	
屋上広告物	縦	建築物の高さの 1/3 以内
	横	建築物の幅の範囲内
壁面広告物	縦	建築物の高さの範囲内
	横	建築物の幅の範囲内
	表示面積	取付壁面の 1/5 以内
突出広告物	・ 上端は、取付壁面の高さを超えないこと	
	・ 取付壁面から 1.5m 以内	
	・ 道路上へ 1m 以内	
	・ 地上から最下端まで距離 車道上は 4.7m 以上 (歩道上は 2.5m 以上)	
地上設置型広告物	・ 地上から最上端までの距離 15m 以内	
	・ 表示面積 40 m ² 以内	
塀、柵その他の工作物に設置するもの	・ 工作物等の高さの範囲内	

景観形成地区

step
02

許可区域を確認

景観形成地区に該当しているかどうかを確認して下さい。

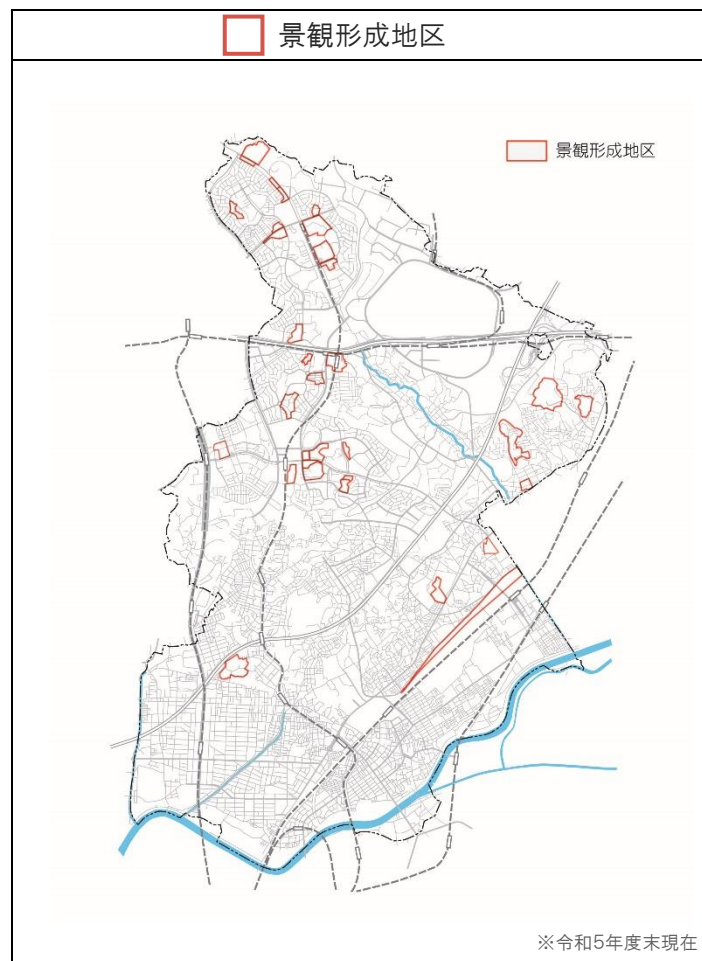
step
03

許可基準に適合しているかどうかを確認

該当する場合は吹田市ホームページ内にて景観形成基準をご確認下さい。

吹田市では『吹田市景観まちづくり条例』に基づき、市域全域を景観計画区域としており、中でも良好な景観を形成する上で特に重要な地区として、景観形成地区を指定しています。景観形成地区に指定されている地区には、別途基準が定められており、許可基準(P.12~P.14)とあわせて、どちらの基準も満たす必要があります。

景観形成地区及び基準の内容は吹田市ホームページ内にある「吹田市景観まちづくり計画を推進するための景観形成基準」(景観計画)をご確認下さい。



※最新の景観形成地区及び基準は、吹田市ホームページから確認できます。

その他関係法令等による手続き

吹田市屋外広告物条例のほか、次のような関係法令の手続きが必要な場合があります。
 手続きに関する詳細は、各関係機関へお問合せ下さい。

事項	必要な許可等の種類 (根拠法令等)	申請書等提出先
地区計画等が適用される場所に広告物を設置する場合	地区計画の区域内における行為の届出 (都市計画法)	吹田市 都市計画部 都市計画室 (都市計画担当) TEL:06-6384-1947
吹田市景観まちづくり条例等で広告物の規制がある場合(景観形成地区等)	事前協議・届出 (吹田市景観まちづくり条例)	吹田市 都市計画部 都市計画室 (景観担当) TEL:06-6384-1968
突出看板を道路上空へ掲出する場合	道路占用許可 (道路法)	吹田市 土木部 道路室 TEL:06-6872-6114 大阪府茨木土木事務所 TEL:072-627-1121
道路上で工事または作業する場合	道路使用許可 (道路交通法)	吹田警察署 TEL:06-6385-1234
工作物自体の高さが4mを超える物件を設置する場合	工作物確認申請 (建築基準法)	吹田市 都市計画部 開発審査室 TEL:06-6384-1972
設備容量2キロボルトアンペア以上のネオン管灯設備を設置する場合	ネオン管灯設備設置の届出 (消防法)	吹田市 消防本部 総務予防室 予防グループ TEL:06-6193-1116
アドバルーンを掲出する場合(水素ガス使用の場合のみ)	水素ガスを充てんする気球の設置届 (消防法)	

防火地域内の規制<建築基準法第64条>

建築物の屋上に設置する広告物等 又は 高さ3mを超える広告物等 を防火地域内に設置する場合は、その主要な部分を不燃材料で造るか覆う必要があります。

事前協議と許可の申請 <条例第 11 条>

step 04 手続きをする

必要書類を整え、市役所に提出して下さい。

許可申請が必要な屋外広告物は許可申請の前に事前協議が必要となります。また、内容に応じて景観アドバイザー会議を行います。

事前協議について

屋外広告物について、吹田市屋外広告物ガイドライン、景観形成基準等に基づく協議を行います。景観に配慮した設計・計画となるようにしてください。



※屋外広告物ガイドラインは、吹田市ホームページから確認できます。



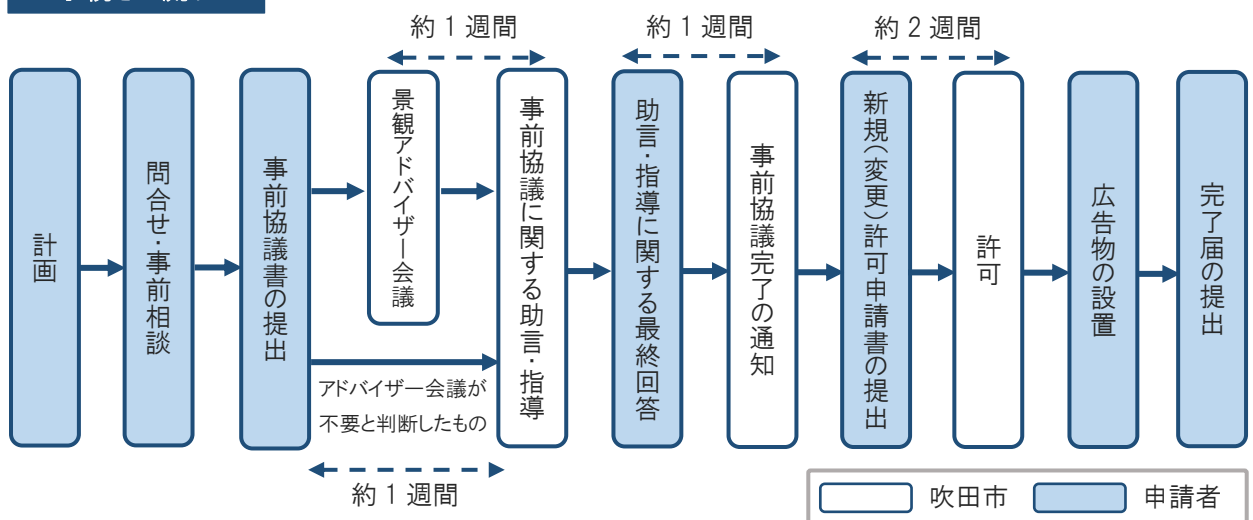
景観アドバイザー会議について

吹田市景観まちづくり条例に基づき、市民若しくは事業者が行う景観まちづくりに向けた取組又は市が実施する景観まちづくりに関する施策について専門的な助言等を得るため、吹田市景観アドバイザーを置いています。

○建築物や工作物の設計やデザイン等について、周辺景観に配慮した計画となるよう専門的な助言を行います。

○市民、事業者、市が行う景観形成に関することについての助言を行います。

手続きの流れ



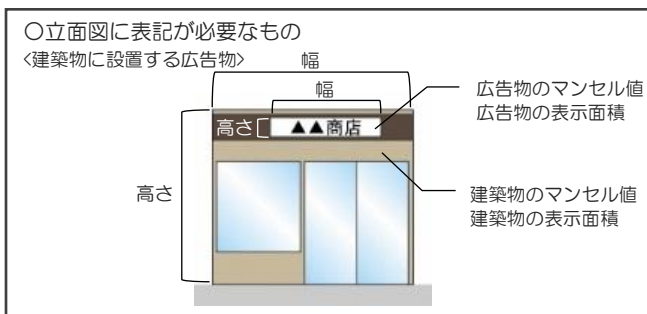
必要書類 < 条例第 12 条、第 13 条 >

許可申請等の種別ごとに下表の図書を添付の上、**正副各 1 部**を提出して下さい。

種別		事前協議	新規許可	変更許可	継続許可	摘要
事前協議書 (様式第 3 号) (※3)		○				様式第 3 号別紙に面積算定式を記入
屋外広告物許可申請書 (様式第 4 号) (※3)			○	○	○	様式第 4 号別紙に面積算定式を記入
現況カラー写真		○			○	設置場所がすべてわかるもので、直近に撮影したもの
付近見取図		○				主要道路等を明示したもの
配置図 (外構平面図)		○				建築物等・広告物(新設・既設)の位置及び植栽等を表示したもの
図面関係	立面図	○			(※2)	< 建築物に設置する広告物 > 建築物の色彩・広告物を表示(設置)する各壁面の面積及び広告物の色彩・意匠・表示面積を明らかにしたもの(※1)
	意匠図	○				< 上記以外の広告物 > 広告物の色彩・意匠・表示面積を明らかにしたもの(※1)
	構造図	○				色彩、意匠、表示面積を明らかにした図面(着色したもの)
	配線図	○				広告物又は広告物を掲出する物件の形状・寸法・材料・構造等が確認できる図面 広告物自体にネオンを使用する場合
チェックシート		○				
委任状(※3)		○	○	○	○	申請者が当該申請手続きを代理人に委任する場合
承諾書			○	○	○	広告物の設置場所が申請者以外の所有又は、管理に属する場合
道路占用許可書(写)			○	○	○	突出広告等で、道路等の上空を占用する場合
屋外広告物等 安全点検報告書 (様式第 1 号)(※3)					○	高さ 4m を超える 広告物及び掲出物件の場合必要
返信用封筒 (納付書用・許可書用)			○	○	○	納付書・許可書の郵送を希望する場合は、 返信先を明記し、郵送料相当分の 切手を貼り付けたもの 納付書用…定形(長 3 封筒) 許可書用…定形外(角 2 封筒)※ ※副本の重さにより切手の価格は異なります

(※1) 申請する広告物以外に既存の広告物がある場合は、既存の広告物の色彩、意匠、表示面積(面積算定式記入)を明らかにしたもの及びカラー写真

(※2) 変更箇所のみ (※3) 押印不要



※各種様式は
吹田市ホームページから
ダウンロードできます。
記入例もあわせてご確認
ください。

手数料と許可の期間 <条例第 28 条>

屋外広告物の許可申請には、種類や面積に応じた許可手数料が必要となります。

区分		金額	許可の期間
アドバルーン		1 個につき 650 円	30 日以内
広告幕		1 枚につき 350 円	
立看板		1 枚につき 200 円	
はり紙又ははり札	100 枚までごとに	250 円	2 年以内
車両を利用するもの	4 ㎡未満のもの	1 個につき 250 円	
	上記以外のもの	車両 1 台につき 2000 円	
広告塔又は広告板	2 ㎡未満のもの	1 件につき 450 円	
	2 ㎡以上 5 ㎡未満のもの	1 件につき 1000 円	
	5 ㎡以上のもの	1 件につき 1000 円に表示面積が 5 ㎡を超える 5 ㎡までごとに 1000 円を加算した額	

※市が発行する納付書により納付していただきます。

(例)

・はり紙 120 枚の許可手数料 → 250 円(100 枚)+250 円(20 枚)=500 円

・広告板 12 ㎡の許可手数料 → 1000 円(5 ㎡)+1000 円(5 ㎡)+1000 円(2 ㎡)=3000 円

その他の注意事項

管理責任者の設置と届出<条例第 16 条>

広告物の表示・設置者は広告物を適正に管理するために、管理責任者を置かなければなりません。管理責任者が設置されたら、遅滞なく屋外広告物管理責任者設置届出書を提出してください。

ただし、許可申請書に管理者名及び住所を記載した場合には省略することができます。屋外広告物管理責任者の氏名や住所が変更になった場合にも、届出書を提出してください。

許可に係る広告物であって、高さが 4m を超えるものは、下記のいずれかの資格が必要です。

- ・屋外広告士
- ・都道府県や政令指定都市、中核市が行う講習会の過程を修了した者
- ・広告美術仕上げに関する準則訓練修了者、職業訓練指導員免許取得者、技能検定合格者
- ・建築士(1 級 2 級は問わない)、木造建築士
- ・ネオン工事に係る特種電気工事資格者
- ・電気主任技術者

安全点検について<条例第6条>

安全点検の観点から、高さ4mを超える広告物等の所有者又は占有者に対し、下記のいずれかの有資格者による安全点検の実施が義務付けられます。

- ・屋外広告士
- ・ネオン工事に係る特種電気工事資格者
- ・屋外広告業の事業者団体が、内閣府の公益認定を受けて実施する広告物の点検に関する技能講習会の受講修了者

あわせて、高さ4mを超える広告物の継続許可申請の際には、「屋外広告物等安全点検報告書」の提出が必要です。

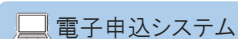
屋外広告業を営む方へ <条例第29条、第39条、第35条>

登録制度について

屋外広告業を営まれる方は登録が必要です。(登録手数料が必要です)

登録の有効期間は5年間となり、5年ごとに更新の手続きが必要です。登録の方法としては、大阪府の登録を受けて吹田市に届け出る方法と、吹田市の登録を受ける方法があります。登録にあたっては、営業所ごとに業務主任者の選任が必要です。

大阪府の登録を受けた方について(特例届出制度)



大阪府知事登録を受けた屋外広告業の方が、吹田市内で屋外広告業を営まれる場合、吹田市に府の登録業者であることを所定の様式により届出することで、市の登録業者とみなされ市内で営業することができます。(特例届出制度)

特例届出に関する手数料は不要です。変更事項がある場合、登録先と特例届出先へそれぞれ届出が必要です。なお、大阪府での屋外広告業の登録の詳細については大阪府建築環境課までお問合せください。(TEL:06-6210-9718)

業務主任者の選任について

業務主任者は、屋外広告物の表示・設置に関する法令の遵守などの業務を行うこととされ、営業所ごとに選任しなければなりません。

次のいずれかの要件を満たす方が業務主任者になることができます。

- ・屋外広告士
- ・全国の都道府県、指定都市や中核市が行う屋外広告物講習会の課程の修了者
- ・広告美術科の職業訓練指導員免許保持者又は職業能力開発促進法の準則訓練修了者
- ・広告美術仕上げの技能検定合格者

屋外広告物のしおり

吹田市 都市計画部 都市計画室

令和8年（2026年）4月発行

〒564-8550

大阪府吹田市泉町1丁目3番40号

電話 :06-6170-2337（直通）

FAX :06-6368-9901

メールアドレス:tokei-sign@city.suita.osaka.jp

屋外広告物に関することは、
吹田市ホームページで
ご覧いただけます。



吹田市景観【公式】アカウントにて
景観・屋外広告物に関する情報等を
発信しています。

